

## 平成28年度各部定期監査の結果に関する報告

### 第1 監査の概要

#### 1 監査期間

平成28年4月6日（水）から平成28年8月23日（火）まで

#### 2 監査の対象

平成27年度の財務に関する事務の執行状況等

#### 3 監査対象部局及び日程

別添「平成28年度各部定期監査日程表」のとおり

#### 4 監査の内容及び主眼点

各部定期監査は、平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。

#### 5 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

なお、軽微な事項は口頭で注意した。

##### (1) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

専務的非常勤職員の即日帰庁旅費について、運賃、定期券等による減額調整、集計、転記の誤りや記載漏れがあり、旅費の支給額に過不足が生じていたものがあった。また、委託医療機関で受診した健診旅費を人事課予算ではなく所属の予算で支出したものがあつた。

(介護保険課、生活福祉課、子ども家庭課、保育課、学校運営課、教育指導課、生涯学習課)

## (2) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

ア 金銭出納員は、収納した歳入について、現金出納簿への記帳、収納金日報及び収納金収入報告書の作成をしなければならないが、科目の一部又は全部を作成していないものがあった。

(政策企画課、スポーツ振興課、生活福祉課、生涯学習課)

イ 現金出納簿は科目ごとに記帳することとされているが、複数の科目をまとめて記帳していた。また、収納金日報及び収納金収入報告書は、課でまとめて作成しなければならないが、係単位で作成していた課があった。

(総務課、スポーツ振興課)

ウ 資金前渡受者は、個別口座の合計と総括口座の照合、並びに預金残高及び現金残高と総括口座の照合を行ったうえで、確認印を押印することとされているが、1年間にわたって確認印の押印がなかった。

(子育て支援課)

エ 徴収事務委託において、受託者は、歳入の調定及び収納事務を行うこととなるが、受託者である指定管理者から「調定決定書兼収納金日報」の提出を受けていなかった。また、指定管理者は、「調定額報告書兼収納金収入報告書」ではなく、「収納金収入報告書」により、部長に報告していた。

所管課では、歳入の徴収事務を委託しているにもかかわらず、受託者が行うべき事務処理への理解が不十分なため、誤って日々調定を行っていた。

さらに、地方自治法施行令第158条第2項及び目黒区会計事務規則第41条第2項の規定に基づく、徴収事務を委託したことの告示及び徴収事務受託者である旨を証する書類の交付を行っていなかった。また、目黒区歳入の徴収又は収納事務受託者及び支出事務受託者に対する検査要領第6条の規定に基づく検査のうち、調定に関する検査を行っていなかった。

(都市整備課)

オ 郵便切手等受払簿の残枚数と実際の枚数が相違していた。

(人権政策課、選挙管理委員会事務局)

カ 商品券や図書カード等の金券は、効率的な使用と適切な管理が必要である。そのため、必要な都度購入することを原則とするが、やむを得ず一定期間保管した際に、管理状況の記録がなかった。

(産業経済・消費生活課、スポーツ振興課、学校運営課、生涯学習課、選挙管理委員会事務局)

## (3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 契約の履行上、再委託を行う際に必要な再委託承諾の手続を行っていないもの、再委託承諾の起案処理で契約課への必要的協議を行っていないものがあった。

(総務課、防災課、文化・交流課、スポーツ振興課、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、高齢福祉課、保育課、清掃リサイクル課、学校運営課)

イ 目黒区契約事務規則第40条の規定に基づき、随意契約により契約しようとするとき

は、原則として2者以上から見積書を徴取することとされている。しかしながら、物品の購入に当たり、見積書の徴取を1者とすることができる1件当たり5万円未満の契約とし、同日や連日又は短期間に、同一業者や同種の別業者と契約を複数回行っていたものがあった。

(総務課、みどりと公園課、学校運営課)

ウ 50万円以上の物品購入契約は、区長部局では契約課契約とされている。しかしながら、システム上、内訳が200件を超える入力ができないという理由から、1件当たり50万円未満に分けて自所属契約としたものがあった。

(保育課)

エ 契約に当たり必要とされる仕様書を作成していないものが複数あった。

(総務課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、生活衛生課、生活福祉課、子育て支援課、保育課、道路管理課、学校運営課)

オ 仕様書に記載されている内容とは異なる内容が実施されていたもの、定められた書類が提出されていなかったものなど、委託業務等の管理が適切になされていないものが複数あった。また、委託契約の一部が、契約依頼の前に実施されるなど、契約依頼の時期に関しても適切でないものがあった。

(文化・交流課、障害福祉課、保育課、みどりと公園課、教育指導課)

カ 見積書を2者から徴取する必要がある契約にもかかわらず、1者からしか徴取していないものがあった。

(総務課、スポーツ振興課、保健予防課、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、保育課、学校運営課、生涯学習課、選挙管理委員会事務局)

キ 契約依頼で、同一の依頼内容で見積書を徴取すべきところ、業者ごとに異なった内容で見積書を徴取したものがあった。また、その際に徴取した見積書を複数の契約に重複して使用していたものがあった。

(高齢福祉課、子育て支援課、学校運営課)

ク 契約書の作成に当たり、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項を付していないものがあった。

(地域振興課、健康推進課、保育課、清掃リサイクル課、教育指導課)

#### (4) 印刷原稿の点検ミスにより新たな支出等を発生させたもの

ア がん検診無料クーポン券ほか印刷及び封入封緘委託契約について、「実施医療機関一覧」の印刷原稿の一部に誤りがあったが、そのまま印刷し、検診対象者へ発送したため、病院へのおわびやホームページでおわびと訂正の掲載を行っていた。

(健康推進課)

イ 小学校読書感想文集の印刷契約について、一部が欠落した原稿で印刷したことが納品後に判明したため、差し替えページ等の印刷を別途契約し、116,839円支出していた。

(教育指導課)

#### (5) 事業の実施手続及び実施結果の検証を適正に行うべきもの

伝統芸能技能保持者派遣事業は全ての小学校で実施されているが、実施に当たり小学校長から教育指導課長宛て派遣申請書を提出し、実施後に実施報告書を提出することとなっている。

しかしながら、申請書の未提出が7校、実施報告書の未提出が8校あった。このうちいずれも提出のない学校が5校あった。また、申請書及び実施報告書の收受起案がなかった。  
(教育指導課)

#### (6) 要綱に基づく処理を誤っていたもの

目黒区庁用車利用要綱第16条第3項の規定においては、運転者は、運転を終了したときは、事後の運転に支障がないように燃料を補給することとされている。また、同要綱第12条の規定に基づき、貸出車の使用状況について、常に明らかにしておくこととなっている。

庁用車の適時の燃料補給については、昨年度も指摘を行ったにもかかわらず、貸出車の運転において、燃料の不足状況に応じて適時に補給しなかったため、運転中に燃料不足が生じ、所管課配車主任による立替払が行われていた。

(生涯学習課)

#### (7) 個人情報 that 適正に管理されていなかったもの

委託契約の履行において、受託者に個人情報に関わる書類の提出を求めていたものについて、当該書類の受渡しは、メールにより行われ、かつ、メールの保存や印刷・保管を行わなかったため、意思決定や履行内容が確認できないものがあった。

(保健予防課)

## 2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べることとする。

### (1) 共通事項

#### ア 個人情報の適正管理について

区が保有する個人情報を取り扱う場合には、目黒区個人情報保護条例第10条第1項第2号の規定に基づき、漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講じる必要がある。

指摘事項にも記載したように、区が個人情報を取得する手段としてメールを利用していたものがあり、個人情報を保有する前の段階ではあるが、その取扱いには、特段の配慮が必要であったと考える。

職員は、事務執行上、個人情報の保護に留意し、収集方法も含め、適正な管理を行う必要がある。については、個人情報の適正管理の観点から事務執行における個人情報の取扱方法を確認するとともに、マニュアル等の周知徹底及び研修等の充実に努められたい。

(該当課、主管課：広報課)

#### イ 仕様書の内容及び契約依頼の時期について

行財政改革の推進、民間活力活用の観点から、多くの業務が外部委託、指定管理者委

任されている。外部委託業務等については、仕様書に基づき業務が適切に履行されているか適宜調査を行い履行状況の確認を行うとともに、委託業務等の完了時において、提出書類をもとに履行の確認、成果の検証・評価を行う必要がある。

しかしながら、指摘事項にも記載したように、毎年同様の契約を繰り返しているうちに、仕様書と実施内容の一部に相違が生じ、仕様書に記載されている内容とは異なる内容が実施されていたものなど、委託業務等の管理が適切になされていないものが見受けられた。

毎年度実施している事業においても、常に契約依頼の時期や仕様書の内容を精査し、適切な仕様書を作成すべきである。

適正な契約事務処理を行っていくために、契約主管課及び管理監督者による指導、確認の徹底や研修の充実に取り組みたい。

(該当課、主管課：契約課)

#### ウ 区有施設の見直し及び生活圏域整備計画の今後の方向性について

区有施設の見直しについては、26年3月に区有施設見直し方針が策定され、区有施設見直しの基本的な方向性、手法、施設総量の縮減目標等が示されたところである。

その後、区有施設見直し方針の具体化に向けた課題整理、区有施設の長寿命化のルールづくりに向けた取組などが行われ、28年6月に、行財政改革推進本部において、「区有施設見直し計画の策定に向けた今後の進め方について」が決定された。計画策定の進め方としては、計画素案の作成に向けて検討を行うための検討素材を取りまとめ、区民意見を募集し、28年度中に計画素案の作成、パブリックコメントの実施を経て、29年6月を目途に計画を策定していくこととされている。

一方、生活圏域整備計画については、見直しの必要性の検証に係る調査結果を踏まえ、27年8月に、政策決定会議において、「生活圏域整備計画の今後の方向性のまとめについて」が決定され、生活圏域整備計画で示されている施設整備に係る事項、その他の各種施策・事務事業に係る事項及びコミュニティ施策に係る事項の三つに分けて整理することとされた。これらのうち、施設整備に係る事項は、区有施設見直し計画の策定作業の中で見直しを行っていくこととし、各種施策・事務事業に係る事項は、個々の補助計画を充実・発展させていくこととされた。また、コミュニティ施策に係る事項については、次期基本計画の改定に向けて、課題の整理や方向性のまとめを含めて改めて早急に議論しながら検討していくこととされ、コミュニティ施策の今後の進め方について調査・研究を行う組織として、28年4月に地域政策室及び地域政策調査課が設置されたところである。

区有施設見直し計画の策定及びコミュニティ施策の今後の進め方については、いずれも本区の施設の配置基準や具体的な配置等及びコミュニティ施策の在り方に係る新たなランドデザインをどのように構築していくかという、最も重要かつ基本的な政策に関わる検討事項であると考えられる。

もとより、これらの検討においては、今後の人口動向や施設の利用状況、維持管理経費等の財政負担、老朽化状況、地域住民の活動状況など多岐にわたる事項の検証ととも

に、施設利用者や地域団体等に対する丁寧な説明、意向聴取、意見調整などが必要と考えられる。

そこで、これらの検討に当たっては、区有施設見直し計画の策定及び次期基本計画の改定等に向けて、全庁的に連携を密にし、適時適切に進行管理を行っていくとともに、区有施設見直し計画の策定とコミュニティ施策の今後の進め方については、それぞれ当面は分けて検討されるとしても、各専管部局を中心に、組織横断的に連携・協力して検討し、全体として整合性のある政策が構築されるよう要望する。

(地域政策調査課、施設改革推進課、地区サービス事務所、ほか関係課)

#### エ 収入未済額の縮減について

27年度の収入未済額については、一般会計では2,140,216千円(26年度2,280,770千円)前年度比6.2%減、国民健康保険特別会計では2,264,775千円(26年度2,229,396千円)前年度比1.6%増、後期高齢者医療特別会計では67,440千円(26年度64,145千円)前年度比5.1%増、介護保険特別会計では164,090千円(26年度150,172千円)前年度比9.3%増、全会計合計4,636,523千円(26年度4,724,484千円)前年度比1.9%減となっている。

22年度の全会計合計収入未済額は60.9億円余であったが、27年度には46.3億円余と24.0%縮減が図られている。

一般会計のうち特別区税の収入未済額では、15.5億円余となり、前年度より1.3億円余縮減された。特別区民税の収入未済額でみると、22年度の28.9億円余から27年度には15.4億円余と13.5億円余46.7%と大きく縮減し、収入率では、92.1%から96.0%と3.9ポイント上回っている。

なお、27年度の一般会計の特別区税及び特別会計の保険料に係る滞納繰越分については、基幹系システムの再構築に合わせて、出納閉鎖期日が5月31日から3月31日に変更されたことにより、滞納繰越分に係る収入及び不納欠損処理の対象期間等の取扱いが26年度とは異なっている。

27年度には、滞納対策事務を効率的・効果的に行うために、滞納対策課に一元化組織が設置され、国民健康保険料等の強制徴収公債権のうち、各課から移管された徴収困難・高額滞納案件について滞納処分等の滞納対策事務を行うとともに、非強制徴収債権のうち徴収困難・高額滞納案件については、訴訟提起等債権回収業務を弁護士に委託するなど、債権回収体制の強化が図られたところである。この間の関係職員の積極的な取組を高く評価するものである。

28年度からは、強制徴収公債権の一元化組織への移管事務の拡大が図られているが、特別区民税等については、引き続き、収入額の確保、収入未済額の縮減を図るとともに、収入未済額が増加している債権所管課においては、公平性の確保、債権管理の適正化等の観点から、納付勧奨や口座振替、コンビニエンスストア収納などの納付機会・方法の普及・拡大等により、滞納の未然防止に努めるとともに、滞納者に対する迅速かつきめ細かな対策の推進、一元化組織及び委託弁護士との連携強化等を図り、収入の確保、収

入未済額の更なる縮減に向け、適切な債権管理に一層努められたい。

(滞納対策課、ほか各債権所管課)

#### オ 音楽の杜との連携・協力について

上目黒一丁目旧国鉄清算事業団宿舍跡地においては、法人グループ音楽の杜（学校法人東京音楽大学、株式会社日建設計及び戸田建設株式会社）による上目黒一丁目地区プロジェクトまちづくり計画書に基づき、31年4月の東京音楽大学の開校に向けた取組が進められており、音楽教育だけでなく、音楽を通じた文化・交流活動等が計画されている。

一方、本区の基本計画においては、基本目標の一つとして「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」が掲げられており、28年3月に改定された基本計画の補助計画である芸術文化振興プランにおいては、芸術文化振興に向けた三つの目標の一つである「目標3 ネットワークの充実」に関わる施策の方向として、「様々な分野との芸術文化の連携・協力」、「芸術文化に関わる施設、団体、企業、大学等との連携・協力」等が掲げられている。また、25年3月に策定された中目黒駅周辺地区整備計画においては、地区の将来像である「地域の個性を活かした文化の創出ができるまち なかめぐる」の実現を目指し、街づくり協議会等とともに周辺地区の街づくりに取り組んでいるところである。

そこで、本区においても、音楽の杜による東京音楽大学の開校を新たな芸術文化の創出の好機と捉え、芸術文化、まちづくり、教育など、音楽の杜の活動と関わりがあると考えられる部局が、組織横断的に音楽の杜及び地域団体等と連携・協力を図り、「文化の香り高いまち」づくりに向けて取り組むことを要望する。

(文化・交流課、地区整備事業課、生涯学習課、ほか関係課)

## (2) 個別的事項

### ア 企画経営部関係

#### (ア) 人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略について

26年11月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、28年3月に策定された人口ビジョンは、本区の人口動向分析、将来人口の推計を提示するものであり、人口に関する目指す方向として、子どもを産み育てたい人の希望をかなえ、平成52年（2040年）に希望出生率（1.50）を実現するとし、人口の維持・増加に向けた取組を推進することとしている。（本区の26年の合計特殊出生率は1.05）

また、同時に策定されたまち・ひと・しごと総合戦略（27～31年度）は、人口減少社会の中にあっても魅力あるまちづくりを進め、本区のまち・ひと・しごと創生を実現するための具体的な施策や取組を掲げ、27年度を初年度とする5か年の計画として策定された。政策目標としては、①安心して結婚・出産・子育てができるまちをつくる、②住み慣れた地域で生活し続けられるまちをつくる、③新たなにぎわいの創出と多様な人と人との交流を促す、という三つの基本目標とそれらに対する客観的な数値目標を設定し、それぞれの基本目標のもとに、8施策、77事業（うち新規事業18）が掲げられている。また、各施策の効果を客観的に検証できるように、重要

業績評価指標（K P I）として、現状値及び目標値が設定されている。

人口ビジョンにおいては、人口減少や人口構造の変化は、産業や雇用、公共施設、子育てや教育など様々な分野への影響が想定されるとし、また、区財政への影響や公共施設需要の変化に伴う、時代ニーズに即した公共施設のあり方の検討が必要であることなどが示されている。

人口動向や人口構造の変化は、様々な分野、施策に影響を及ぼしていくものと考えられることから、今後とも、これらの動向等を一層注視しながら、結婚・出産・子育てがしやすく、高齢になっても住み続けやすい、多様な世代が住み続けられる環境の整備に努められるよう要望する。

また、まち・ひと・しごと総合戦略については、基本目標に数値目標が設定され、施策ごとの進捗状況を検証するために、重要業績評価指標（K P I）を設定されているが、P D C A マネジメントサイクル\*による施策の検証・評価・見直し・改善に着実に取り組み、結果を公表していくことを要望する。

\* P D C A マネジメントサイクル：P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（見直し・改善）による進行管理。

（政策企画課）

#### （イ）財政健全化に向けた取組の推進について

区では、27年8月の行財政改革推進本部において「財政健全化に向けたアクションプログラム取組結果について」を取りまとめた。アクションプログラムにおいては、短期的目標として、26年度までの財源不足を確実に回避すること、中・長期的目標として、財政対応力回復に向けた取組を進め、計画的な基金の積み増しを図ることを掲げ、事務事業の見直し等に取り組んできた。

取組結果としては、3年間の財源確保額として予定した180億700万円に対し、上目黒一丁目旧国鉄清算事業団宿舍跡地について26年度までに売却に至らず27年度に売却となったことなどもあり、135億3,062万円の確保となったが、26年度末の財源活用可能基金の残高が139億円余となり、取組検討時点での23年度末残高見込み64億円を上回る状況となるなど、取組期間において財源不足に陥ることなく財政運営ができ、短期的目標は達成された。また、中・長期的目標についても、一定の成果を上げることができたとされている。

また、24年度には、安定的かつ強固な財政運営の確立に向け、財政運営上の三つのルールを定め、積立基金の増額、起債発行額の抑制等の取組が進められ、26年度には、「財政運営の基本と積立基金の維持」、「積立基金の自律的積立」、「起債発行額の上限設置」の三つのルールのレベルアップが図られた（目黒区財政白書2014）。

一方、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、24年度の88.9%から27年度には79.0%と9.9ポイント改善した。財政調整基金の27年度末の残高は137億円余となり、財政運営のルール1の「各年度の財政調整基金の残高が最低でも100億円を維持するようにする」及びルール1の解説の「今後は、特別区の平均的な水準も考慮し、将来に備えて、まずは目黒区の標準財政規模である



約600億円の20%以上、120億円を超える財政調整基金残高になることを目指す」ことについては、積立目標を超える状況となっている（27年度標準財政規模647億円余×21.3%=137億円余）。

しかしながら、財政調整基金の残高は、他区に比べれば少なく（27年度目黒区137億円余、特別区平均265億円余（見込額））、また、経常収支比率については、27年度に79.0%となり、適正範囲（70～80%）とされる数値に達したが、未だ財政構造の硬直化からは脱却していない状況である。このような中で、子育て支援施策など社会保障費を主とした経常的経費の増加や、施設の維持管理・更新経費の負担、今後見込まれる行政需要など多くの課題が山積している。

このため、アクションプログラムの成果等を踏まえながら、事務事業の見直し、歳入の確保、財政運営のルールの変更の拡充（施設整備基金の拡充等）など、安定的で強固な財政基盤の確立・維持に向け、一層努力されたい。

（財政課）

## イ 総務部関係

### （ア）次代を担う人材の計画的な育成について

27年度行財政運営基本方針においては、「柔軟な発想力や高い政策形成能力を発揮できるような人材の育成に力を注ぐとともに、管理監督層において、マネジメント能力の向上、女性職員がより一層活躍できるような対策を講じていく。」旨記載されている。また、27年3月に策定された行革計画においても、次代を担う管理職・係長職育成に向け、職員の昇任意欲醸成のための取組を実施することとされ、次代を担う優秀な人材の育成が重視されている。

27年度の特別区人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告」においても、「次代を担う「職員」の育成」を重要な課題として挙げており、中長期的な人材育成の取組として、キャリア・パス（職務に取り組む上での今後の方向性等の絵姿）の把握・醸成等及び女性職員の活躍推進における総合的かつ継続的な取組として、特別区への支援等の意見が述べられている。

本区では、これまでも人材育成・活用基本方針等に基づき、管理監督者への昇任意欲の醸成や支援等に取り組んできたところである。しかしながら、27年度係長職昇任選考でみると、受験率9.7%（女性6.9%、男性14.4%）、合格者数25名（女性12名、男性13名）、管理職昇任選考では、受験率4.2%（女性1.6%、男性8.0%）、合格者数8名（女性3名、男性5名）と、受験率はいずれも低く、特に女性の受験率が低い状況である。係長職選考においては、24年度の受験率が15.2%と前年度を下回って以降、低下傾向にあり、26年度以降は10%未満の状況となっている。管理職選考では、女性の合格者が前年度の0名に対して、27年度は3名と増加したが、管理監督者選考については、引き続き課題が見受けられる状況である。

こうした中で、27年度においては、27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、これを受けて、28年3月に女性職員活躍推進計画（2

8～32年度)が策定された。

計画においては、①女性職員の管理職割合を平成32年度までに20%（27年度75人中10人13.3%）にすることを旨とする。具体的な取組としては、27年3月から実施しているメンター制度（先輩職員がキャリア形成や仕事と家庭の両立について相談を受け、自己の経験を元にアドバイスをする取組）の継続的な実施、様々な研修の実施、積極的な受験の勧奨、ロールモデルの紹介など。②男性職員の育児休業取得率を平成32年度時点で10%（26年度0%）にすることを旨とする。具体的な取組としては、働き方の見直しを実践している職員の取組や考え方をロールモデルとしてグループウェアや研修等で職員に周知すること、セミナーの実施、相談体制の整備、意識啓発など、二つの目標が掲げられている。

女性職員の管理職割合を高めるには、女性の受験率を高め、合格者を増やすことが必要であるが、係長職選考の受験率が低下傾向にあることも考慮し、優秀な人材の確保の観点から、係長職選考の受験率を高めることも必要であると考えられる。

管理職については、その職の重要性に応じ、責任の度合も一層増すこととなるが、職員意識調査によると、そのことに不安を感じ、昇任をためらっている状況などがうかがわれる。こうした中、管理職への昇任意欲を醸成する上で、本区が取り組んでいるメンター制度やキャリア形成支援、研修等は有益なものと考えられるが、管理職自身が高い使命感を持ち、意欲的に仕事を遂行していく姿勢や職員へ適切な指導力を発揮していく姿勢を示し、人格的にも信頼され目標とされるような管理職となることも重要である。

区においては、これまでの取組を検証するとともに、人事委員会の意見や他自治体の実践例も参考にし、女性職員活躍推進計画や人材育成・活用基本方針等で掲げた目標の実現に向け、更に取組を推進されたい。

(人事課)

#### (イ) ストレスチェック制度の有効な活用について

26年6月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律等に基づき、ストレスチェック制度（心理的な負担の程度を把握するための検査及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とする制度）が27年12月に施行されたことを受け、区では、28年度以降、毎年1回ストレスチェックを実施することとされた。今後、ストレスチェック受検、高ストレス者への面談、職場診断等を行い、職員が安心して働ける職場づくりを目指し、ストレスの原因を探り、職場環境の改善を図っていくこととしている。

本制度を有効に活用していくためには、制度の趣旨・目的について管理監督者をはじめ職員の理解を十分深めること、心理的な負担感の程度及びその個人的・組織的な原因を把握すること、必要な情報を共有すること、個人情報保護を徹底することなどを通じ、職員が安心して働き続けられる職場環境の改善に結びつけることが重要であると考えられる。これらの点に十分留意し取り組まされたい。

(人事課)

## ウ 危機管理室関係

### 避難所運営協議会について

区では、これまでの大震災等への対応における課題や教訓を踏まえ、大規模災害時に地域避難所及び補完避難所の運営を迅速・的確に進めるために、平常時から避難所の運営について地域で話し合い、ルールや役割等を決め、運営訓練を行うなど、地域住民が主体となって避難所の運営ができるように、25年度から、各住区エリアごとに、地域住民・施設管理者・避難所に参集する指定職員等で構成する避難所運営協議会の組織化に向け支援を行っているところである。現在、22住区エリア中15住区エリアで設置されている。

さらに、防災課を中心に、避難所運営協議会をすべての住区エリアに設置できるよう支援に努めているところであるが、これまでに設置されている避難所運営協議会の活動状況を検証しながら、先進的な取組をホームページ等で紹介したり、住区エリア相互で活動状況の交流を図るなど、関係課・関係機関等と連携・協力し、更に設置支援に努められたい。

(防災課、ほか関係課)

## エ 産業経済部関係

### 三田地区店舗施設使用料等の滞納について

三田地区店舗施設においては、過去の使用料等の滞納に加え、現在の店舗でも新たに滞納が発生し、滞納額が5,700万円余と増加している状況である。これまでの監査結果においても、適正な対処について繰り返し指摘してきたところであり、所管課では、弁護士への相談や債務者調査、滞納対策研修への参加などを行ったとのことであるが、特段の進展がないまま現在に至っている。早期に滞納資料等を整理し、委託弁護士とも相談しながら、早期に取組方針をまとめ、適切に対処されたい。

(産業経済・消費生活課)

## オ 文化・スポーツ部関係

国内交流・国際化推進、芸術文化・スポーツ・観光振興など、幅広い施策に取り組む中、スポーツ推進計画の新規策定や芸術文化振興プランの改定、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた機運醸成の取組、公道を使用したマラソン大会(目黒シティラン～健康マラソン大会～)の実施に向けた検討など、関係部局をはじめ関係機関・地域団体等と調整を図りながら、様々な課題に積極的に取り組んでいることは高く評価できる。

これらの施策・事業は、庁内はもとより関係機関・団体・地域との様々な調整等を必要とするものであり、今後とも、必要に応じ体制の整備等を図るとともに、関係部局等と連携・協力を密にして取り組まれたい。

なお、スポーツ推進計画の策定及び芸術文化振興プランの改定に関連して、それぞれ、学識経験者・専門家、関係団体、区民によって構成された懇話会を設置し、助言を得るとともに、区民意識調査等の各種調査結果の活用やパブリックコメントの実施など努力されているところであるが、各事業の計画目標については、実現すべき成果(アウトカ

ム)に係る数値目標・客観的な指標について、できる限り多く設定し、計画・実施・検証・改善のPDCAマネジメントサイクルがより有効に機能するよう、更に努められたい。

(文化・交流課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進課)

## カ 健康福祉部関係

障害者差別解消の取組について

25年6月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立し、28年4月に施行された。この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている(第1条)。

区では、この法律の施行に向けて、障害を理由とする差別の解消の推進に係る各課における対応状況調査を実施するとともに、同法第10条の規定に基づき、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、管理職員の責務、相談体制の整備及び研修・啓発等を定めた目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定し、また、対応要領に係る留意事項及び職員受付マニュアルの作成に取り組むとともに、法律の趣旨や区の取組等の周知を図るため、職員研修を3回実施したところである。

区においては、ユニバーサルデザイン\*・バリアフリー化のまちづくりや施設利用における障害者サービス、芸術文化活動やスポーツ活動に対する支援、教育など、事務事業の執行に当たっては、全庁的に、職員のほか委託事業者・指定管理者に対し、研修や指導等により、法令及び対応要領・留意事項・マニュアルに定めた事項の徹底を図るとともに、区民等への啓発に努められたい。また、取組状況について検証・評価し、必要な見直し・改善を図るとともに、その結果の公表について検討されたい。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、障害者スポーツへの参加、理解、共感の輪を広げ、ノーマライゼーション\*社会の実現を目指し、更に支援等に努められたい。

\* ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って都市施設や製品・サービスなどをデザインすること。

\* ノーマライゼーション：全ての人々が、同じ社会の一員として他の人々と変わらない日常生活を営むことが通常の間生活であり、さらに、障害をもつ人も地域を基盤として、ともに生きていける社会が正常な社会であるとし、この両面をともに実現する社会を目指していくこと。

(障害福祉課、ほか全課)

## キ 子育て支援部関係

待機児童対策等の推進について

近年、就学前児童数(0～5歳)が増加傾向にあり、23年4月1日現在では11,075人、28年4月1日現在では13,125人と、5年間で2,050人、18.5%増加しており、また、共働き世帯も増加傾向にあるとされている。これらに伴い保

育需要が増加し、要保育率は、23年度では31.7%、28年度では36.7%と増加している。

区では、基本計画において、31年度に待機児童ゼロとなることを目指し、子ども総合計画に基づき、保育施設の入所定員について、23年度の定員3,450人（内認可保育所2,803人）、27年度の定員4,275人（内認可保育所3,341人）、28年度の定員は4,523人（内認可保育所3,613人）と、5か年で1,073人（内認可保育所810人）31.1%増の定員拡大に努めてきたところである。

しかしながら、増加する保育需要に対し、入所定員が不足する状況が解消されておらず、認可保育所に対する待機児童数（26年度から待機児童数の算定方法を見直した。）は、23年度では59人、28年度では299人と27年度の294人をやや上回る状況となり、27年度からの子ども・子育て支援新制度の本格施行後も、待機児童対策は依然として喫緊の重要課題となっている。

また、保育需要の増加とともに、小学校就学後の学童保育需要も増加しており、定員1,225人（運用1,626人）に対し、入所児童数は、23年度1,228人、27年度1,406人、28年度1,469人と増加しており、超過対応が喫緊の課題とされている。

区では、28年3月に策定されたまち・ひと・しごと総合戦略において、「安心して結婚・出産・子育てができるまちをつくる」ことを基本目標の一つに掲げ、仕事と結婚・出産・子育てを両立できる環境づくり及び多様な子育て支援の環境づくりと待機児童対策の推進の二つの施策と23事業に取り組むこととしている。

基本目標においては、保育所等待機児童数について、31年度までにゼロを達成すること等を目標値とし、認可保育所数として50か所・定員4,179人とするなどの重要業績評価指標（KPI）を設定し、それらの達成に向けて取り組んでいくこととしている。

区においては、まち・ひと・しごと総合戦略及び子ども総合計画等に基づき、全庁的に区有地や国公有地、区有施設等の有効活用等について検討しているところであるが、保育需要の増加に対応した取組及び学童保育需要の増加に対応した取組を更に積極的に推進されたい。

また、将来的な課題として、人口減少後の保育施設の見直し等の取扱いについても考慮しながら、総合的な視野のもと、これらの課題に取り組まれない。

また、これらの定員拡大の取組と合わせ、保育士の確保のために、保育士宿舎借上げ支援事業、保育士等キャリアアップ補助事業が新たに開始された。これらの事業は、保育環境を整備する取組として期待されるものである。これらの支援事業においては、保育士に対し確実に支援がなされるよう適切に把握するとともに、履行状況について適宜報告を受け、事業実績・効果について検証・評価を行い、必要に応じ事業者に対する適切な指導等を行われたい。

（子育て支援課、保育課、保育計画課）

## ク 都市整備部関係

都市計画マスタープランの見直しについて

「都市計画マスタープラン～子どもの元気がみえるまち めぐる～」については、16年3月に策定され、おおむね20年後を目標に、都市計画に関する基本的な方針として、今後取り組むべき街づくりの基本的な方向性を示すものとされている。計画が策定されてから10年以上が経過し、これまで様々な街づくりの取組が推進されてきたところである。

一方、マスタープラン策定時には、目標年次である平成36年頃の夜間人口を約25万人と想定していたが、現在では27万人を超えているなど、拠点整備等の推進とともに、社会経済状況等の変化が見られる。

マスタープランにおいても、状況の変化等に応じ、一定期間毎にマスタープランを点検・評価し、継続性、安定性に十分配慮しつつ、必要に応じて適時適切な見直しを行うこととされており、これまでの拠点整備や地域街づくり条例の制定等の様々な取組について検証・評価した上で、都市計画マスタープランの見直しについて検討されたい。

(都市計画課、ほか関係課)

## ケ 教育委員会事務局関係

区立中学校の統合及び区立中学校の魅力づくりについて

中学校の統合は、実施計画及び行革計画に掲げられている重要な課題である。第三中学校・第四中学校の統合については、保護者・生徒・地域等の関係者及び教職員の多大な尽力により27年4月に大鳥中学校が開校となった。開校に至るまでの積極的な取組を高く評価するものである。

一方、南部・西部地区における区立中学校の統合の取組については、実施計画等の予定より遅れており、情報発信も十分とはいえない状況と見受けられる。

第三中学校・第四中学校の統合による成果・課題について検証・評価しながら、南部・西部地区の区立中学校の統合の検討に活かし、統合に向けた取組を促進されたい。

また、区立中学校への進学率（在籍率）については、基本計画では32年度の目標値を65.0%と設定しているが、基本計画策定時（21年10月）の現状値は55.4%、28年5月の現状値は53.9%となっている。教育委員会では、区立中学校の魅力づくりに取り組んでいるところであるが、27年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（26年度分）報告書によると、重点課題10項目（一部2区分）中A評価（実施策の進捗が計画どおりできている）が2項目、B評価（実施策の進捗が一部計画どおりできていないものがある）が9項目であるなど、課題が見受けられる状況である。

そこで、区立中学校の魅力を一層高めるため、課題解決に向けた取組を各校で推進し、教育の質の向上及び教育環境の整備等を図りながら、区立中学校への進学率の向上に向け更に取り組まされたい。

(教育政策課、学校統合推進課、教育指導課)

### 3 推奨事項

特に事業効果があったと評価できる事項は、次のとおりである。

#### (1) 基幹系システムの再構築及び社会保障・税番号（マイナンバー）制度への対応（情報セキュリティ対策を含む。）について

住民記録、税、国民健康保険等の基幹系システムについては、ホストシステムからパッケージシステムに再構築するとともに、社会保障・税番号（マイナンバー）制度への対応を行った。パッケージシステムによる基幹系システムは、年末年始にかけて、システム切替テスト、窓口リハーサル、システム操作研修、ダウン時対応訓練等を行い、データ移行を完了した。また、福祉情報システム、保健所システムについても同時期に新システムに移行した。28年1月から、これらの全てのシステムにおいて、特に支障なく安定的に稼働している。

また、マイナンバー制度への対応としては、27年10月にホストシステムによりマイナンバーの付番等の実施、11月からマイナンバーを記載した「通知カード」を約15万世帯の区民への送付を行い、28年1月からパッケージシステムによるマイナンバーの利用及び「マイナンバーカード」の窓口交付を開始した（事前予約制）。また、全職員を対象とした説明会、外部講師による研修を行った。情報セキュリティ対策としては、マイナンバー関連システムとインターネットとの分離、USBメモリの接続不可等の物理的・技術的対策を実施した。27年10月には、目黒区電子情報処理規則、情報セキュリティ基本方針等の規定を改正するとともに、情報セキュリティ研修、eラーニング、セルフチェック、内部監査を行い、人的セキュリティの向上に努めた。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の27年10月からの施行に伴い、目黒区特定個人情報の保護に関する条例等を制定し、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の保護について定めるとともに、関係規定を整備した。また、個人番号の区独自利用に向けて、目黒区個人番号の利用に関する条例等を制定し、独自利用する事務を定めた。

このほか、28年2月からは、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアの端末機から住民票の写し等の各種証明書が取得できるサービスを開始した。

これらの基幹系システムの再構築及びマイナンバー制度への対応（情報セキュリティ対策を含む。）については、年末年始にわたる基幹系システムのパッケージシステムへの移行作業による安定的な稼働や各種の情報セキュリティ対策の周知・徹底をはじめ、マイナンバーの通知・交付対応、マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの各種証明書の交付など、多岐にわたる業務について、多くの職員が従事し、組織横断的に連携・協力を図りながら、円滑な対応に努めたものであり、職員の積極的かつ献身的な努力は高く評価できるものである。

なお、パッケージシステムによる新基幹系システム等の稼働に伴い、システムを適切に進行管理していくことが重要となると考えられるので、計画的な人材の育成や情報セキュリティの確保に一層努められたい。

（情報課、広報課、戸籍住民課、ほか関係課）

## (2) 健康めぐろ21の改定について

28年3月に改定された「健康めぐろ21（28～37年度）～健康なまちめぐろをめざして～」は、基本理念である「健康寿命の延伸」の実現に向けて、六つの大目標、14の中目標及び35の施策の方向を掲げ、目標ごとに「目指す区民の姿」を67の指標として設定している。また、区民が主体となった健康づくりをより一層効果的に推進するためには、重点的に取り組むべき目標を優先的・先導的に実施し、総体的に計画を推進していく必要があるとして、35の施策の方向のうち、区民の健康づくりを推進する上で特に重点的な対応が必要な6項目を、重点目標として設定している。

この計画の主な特徴としては、

- 区民の健康づくりに対する意識や生活習慣などの実態を把握し、健康めぐろ21の改定のための基礎資料とするため健康づくり調査を実施するとともに、それらや各種調査を活用し、目黒区・東京都・全国に係るデータの比較分析を行うなど、分かりやすい計画になっている。
- 前計画（23～27年度）の評価に当たっては、健康づくり調査、各種健診等の実績値、国・都が実施した調査結果から、区民の状況を把握・分析した上で、行動目標に対する達成度をA～Dまでの判断基準により評価している。
- 前計画の実績や達成状況の評価、見直し・改善、素案に対するパブリックコメント等を踏まえ設定された目標及び指標が具体的であり、多くは定量的目標等として設定されており、実現すべき成果（アウトカム）に係る数値目標・指標が多く掲げられているので、PDCAマネジメントサイクルによる検証・評価が容易である。
- 取組の結果としての「目指す区民の姿」を67の指標として設定するとともに、イラスト付きの健康メモを掲載するなど、職員の手づくりにより工夫を図りながら、区民に分かりやすく取り組みやすい優れた計画となっており、職員の積極的な取組の成果として高く評価できるものである。

なお、前計画の評価結果についてみると、行動目標評価対象数86のうち、A：目標達成12.8%、B：目標未達成36.0%、C：後退31.4%、D：法改正や基準の変更など、比較・評価ができない19.8%となっており、区民の健康づくりの現状には課題が多いことがうかがわれる。

28年度に、簡易版を作成し、区民に配布する予定とのことであるが、内容を工夫し、区民が楽しく健康づくりに取り組み、よりよい成果が得られるよう、普及・啓発、支援に一層努められたい。

(健康推進課、ほか関係課)

## (3) 一般廃棄物処理基本計画の改定について

「一般廃棄物処理基本計画～快適で誇りのもてる循環型のまち～」(以下「計画」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、一般廃棄物の適正な処理を進めるための基本方針を明らかにするものである。

改定計画（28～37年度）は、前計画（19～28年度）の策定後、社会情勢や区民ニーズの変化、関係法令等の改正及び廃棄物減量等推進審議会からの答申（目黒区への九



つの提言等)、改定素案に対するパブリックコメント等を踏まえ、28年3月に改定されたものである。また、計画改定に先立ち、区内から発生するごみ及び資源の排出実態並びに区民・事業者の意向を把握し、計画改定に向けた基礎資料とするため、26年度に、家庭ごみ組成分析調査、家庭ごみ計量調査、区民アンケート調査、事業者アンケート調査の四つの調査が実施された。

改定計画では、基本理念「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現のもと、二つの目標、四つの基本方針、四つの施策体系及び18施策(内重点6施策)が掲げられている。計画目標としては、「リサイクル率」とともに、これまでの「ごみ減量率」に替わり、区民一人ひとりが取組をイメージしやすい指標として「1人1日当たりごみ量」が新たに設定された。

改定計画のポイントとしては、

- 更なるごみ減量に向けて、発生抑制である「リデュース」と再使用を進める「リユース」の2Rに重点を置いている。
- 区民一人ひとりの協力・取組が重要であるため、新たに「1人1日当たりのごみ量」を指標として設定した。

などが挙げられている。

また、取組のイメージとしては、10年後の37年度までに、1人1日100gのごみ減量(26年度1人1日当たりのごみ量549g\*、37年度451g)、区全体で年間1万tのごみ減量を実践し、そのうちの約2割を資源化することにより、リサイクル率を31.7%(26年度27.5%)まで引き上げる。

などが掲げられている。

\* 1人1日当たりのごみ量 26年度 目黒区549g 23区552g

改定計画は、ごみ減量の行動の例示とそれによる減量効果(g)をイラスト付きで記載するなど、区民一人ひとりが具体的な達成目標やそれに向けての取組をイメージしやすいように工夫して設定されているなど、優れた計画として高く評価できるものである。

区では、28年度に「MGR100」プロジェクト(M(目黒)・G(ごみ)・R(リデュース)・100g)として、個人・団体・事業所の取組を募集し、ごみ減量アイデアとして活用していくなど、ごみ減量の新たな取組を始動しているところであるが、今後とも、家庭や事業所等に対する普及・啓発、支援に一層努められたい。

また、計画にも記載されているように、26年度の資源やごみの処理費用は、近年減少傾向にあるとはいえ年間約40億円に上っており、そのうち資源化処理費用などで約11億円の費用が必要であることから、関係機関・団体との連携・調整を図りながら、最適な費用負担に向け、更に検討されたい。

(清掃リサイクル課、清掃事務所)

#### 4 まとめ

27年度は、実施計画、財政計画及び行革計画をはじめ、観光ビジョン、保健医療福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、子ども総合計画、生涯学習実施推進計画など、基本計

画の主要な補助計画の改定初年度に当たっており、長期計画等を着実に推進するとともに、多くの課題の解決に効果的・効率的に取り組んでいくことが求められた。

そこで、27年度の区政運営の基本的な方向を示す行財政運営基本方針においては、「暮らしの安全と安心を支える区政の推進」、「地域の力を生かし合う区政の推進」、「施策を柔軟に展開できる安定的な行財政基盤の確立」を行財政運営の基本姿勢として掲げるとともに、これらを踏まえ、施策の優先度を総合的に判断し、緊急かつ積極的に取り組むべき重要課題として、「安全・安心な地域づくりの取組」、「暮らしや健康と子どもの育ちを支える取組」、「環境と調和した地域を次代に引き継ぐ取組」の三つを重要課題として設定し、その他の課題を含め積極的に取り組んでいくこととされた。

今回の各部定期監査結果においては、各部の事務事業の中から114事業を指定し監査を行った。各部局においては、三つの重要課題に向けた取組を中心に、区民福祉の向上に向け、積極的かつ真摯な取組姿勢が見受けられ、おおむね適正・適切に事務事業の執行がなされていた。

一方、今年度の監査結果では、是正すべき事項として、20件の指摘事項があり、また、改善に向けた検討や更なる向上に向けた取組に対する意見・要望事項として16件の事項及び特に優れた取組として評価される推奨事項として3件の事項を挙げたところである。

上記の指摘事項等を除き、おおむね適正に執行されていることが認められたが、指摘事項等については、今回も繰り返されているものがあり、今回該当しなかった部局も含め、これらを真摯に受け止め、指摘事項の是正・改善に取り組むとともに、意見・要望事項の改善の検討に早期に取り組まれない。

また、推奨事項として取り上げた三つの事項は、評価に値する積極的な取組であると考えられるものであり、これらの取組姿勢、情報収集及び適正管理、目標・指標の具体的な設定、履行状況の点検及び達成状況の検証・評価等のPDCAマネジメントサイクルの実施などについて、全庁的に共有することにより、区の事務事業のレベルアップが図られていくことを期待するものである。

最後に、管理監督者はもとより、職員一人ひとりが、区民の信頼に応えられるよう、重要課題等の達成に最大限努めるとともに、事務管理をはじめ、安全や情報セキュリティの確保など様々なリスクマネジメントについても十分に検証を行い、事務処理ミスや事故の発生の防止等に最善の注意と努力を傾注されるよう強く望むものである。

以 上